

# 稲敷市の庁舎等公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針

令和元年5月31日策定

## 1 策定の背景

稲敷市では、「稲敷市第2次健康プラン」において、受動喫煙による健康への影響を市民の健康課題の一つとして位置づけ、各種保健事業を実施している。

稲敷市の死亡率は、喫煙等が起因する悪性新生物（がん）、脳血管疾患及び心疾患という生活習慣病の割合が高く、肺がんは常に上位を占めている。これらは、喫煙、食生活及び運動が大きく影響しているが、中でも喫煙は大きな因子となっており、喫煙に対する正しい知識の普及を図り、禁煙に向けた取り組みが必要である。

また、平成30年7月に健康増進法（平成14年法律103号）が改正され、同月25日に公布された。改正法では、学校、病院、児童福祉施設等並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎は、第一種施設に区分され、原則、敷地内禁煙とされているものの、その他の施設は、第二種施設に区分され、原則、建物内禁煙とされている。

このことから、本指針の基本方針としては、望まない受動喫煙が生じないように、健康増進法に定める受動喫煙対策を拡充して実施する。

## 2 目的

本指針は、健康増進法に基づき、市の公共施設等における受動喫煙防止対策について定め、もって、市民をはじめとする利用者及び公共施設等で勤務する職員の健康の保持増進を図り、また、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

## 3 この指針に係る定義

### (1) 受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

### (2) 公共施設等管理者

公共施設及び公用車を管理する課等の長

### (3) 建物内禁煙

公共施設の建物内における喫煙を全面的に禁止すること。

### (4) 敷地内禁煙

公共施設の建物内及び敷地内を含めたすべての場所における喫煙を禁止すること。ただし、屋外に喫煙場所が設置される場合、対象施設の出入り口付近等から極力離すなど、必要な措置を講ずること。

### (5) 公用車内禁煙

車両内における喫煙を全面的に禁止すること。

### (6) 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定める

もの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）をいうものとする。

(7) 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものとする。

(8) 職員等

市の職員（臨時職員、非常勤職員を含む）のほか、委託または委託先からの派遣により、公共施設等の管理業務にあたる者（いわゆる管理人等）を含む。

(9) 勤務時間内禁煙

職員等について、休憩時間を除く勤務時間中の喫煙を禁止すること。

#### 4 対象施設等

(1) 建物の形状を有する市有施設及び市管理施設

(2) 市有及び市管理の屋外施設（公園、運動広場等）

(3) 市有及び市管理の車両

#### 5 実施者

各施設における公共施設等管理者

#### 6 基本方針

(1) 市の公共施設（指定管理者制度を導入している施設を含む。）は、「稲敷市第2次健康プラン」における受動喫煙による健康被害を無くすため、健康増進法に定める受動喫煙対策を拡充し、敷地内禁煙とする。

(2) 公園、運動広場等の屋外施設は、市の公共施設と一体的に受動喫煙対策を推進するため、健康増進法に定める受動喫煙対策を拡充し、敷地内禁煙とする。

(3) 公用車内は、移動中も含め、全面禁煙とする。

(4) 職員等は、勤務時間内（公務出張時等を含む。）禁煙とする。

#### 7 公共施設等管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

(1) 敷地内禁煙

※当分の間、来庁する市民の為に、稲敷市市役所本庁舎及び上下水道事務所について、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所は喫煙可能とする。

(2) 市民等への周知

公共施設等管理者は、この指針に基づき、市民や利用者に対し、受動喫煙防止対策の具体的な方法及び趣旨について、ポスター掲示等により周知を図り、理解と協力を得るものとする。

## 8 受動喫煙防止対策の推進

別紙 稲敷市受動喫煙防止対策行動計画に基づき推進する。

## 9 実施時期

- (1) この指針による市の施設の対応は、令和元年6月30日までに整備し、令和元年7月1日から実施する。
- (2) この指針は、施設条件や社会状況の変化などを踏まえ、適宜見直しを行う。

## 稲敷市受動喫煙防止対策行動計画

| 施設・区域等の区分   |                          | 具体的な施設等   | 考え方   | とるべき措置  |
|-------------|--------------------------|---|---|---|
| 施設等         | 官公庁施設、健康増進関連施設等、公共性の高い施設 | 官公庁施設(本庁舎, 東支所, 桜川地区センター, 新利根地区センター, 稲敷市保健センター, 江戸崎公民館, 江戸崎福祉センター, あずま生涯学習センター, 歴史民俗資料館, 図書館, 各地区コミュニティセンター, 公用車等)<br>運動施設(江戸崎総合運動公園, 桜川総合運動公園, 新利根総合運動公園, あずま農業者トレーニングセンター, 白鷺球場等) | 公共性が高く, 誰もが日常生活で利用せざるを得ない施設であるため, たばこの煙から利用者を守る必要がある。また, 健康の維持・増進のために利用する施設はその設立の趣旨から受動喫煙対策の徹底が必要である。 | 敷地内禁煙<br>※当分の間, 本庁舎及び上下水道事務所は屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所は喫煙可能とする。 |
|             | 子どもや妊産婦、健康影響が大きい者が利用する施設 | 市内各保育所, 幼稚園, 小中学校   | 子どもや未成年者が利用する施設については, 特に配慮が必要である。   |   |
| 屋外          | 上記の他、受動喫煙防止の配慮が必要な施設・区域等 | 公園等   | 屋外であっても, 特に子どもの利用が想定される公共的な空間では, 受動喫煙対策の徹底が必要である。   |   |
| 公用車内        |                          | 市有及び市管理の車両  | 同乗者の受動喫煙のリスクが大きいため特に配慮が必要である。   | 車内全面禁煙  |
| イベントや行事等の会場 |                          | 参加者・来場者が出来るだけ, たばこの煙にさらされないように配慮が必要である。   |   | イベント会場等敷地内禁煙  |
| 勤務中の職員等     |                          | 職場の同僚や市民等の受動喫煙防止と, 喫煙者自身の健康増進に配慮する必要がある。  |   | 勤務時間内禁煙   |